

福島市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域における消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定した事業所等をいう。
- (3) 表示証 協力事業所に対し、消防団活動に協力する証として交付した認定証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長ほか自治会長又は町内会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所として認定を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、市長に福島市消防団協力事業所表示証等交付申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

- 2 消防団長等は、協力事業所として認定を受けることが適当であると認められる事業所等について、あらかじめ当該事業所等の意思を確認し、市長に福島市消防団協力事業所表示証等交付推薦書（様式第2号）により推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合している事業所等と認めるときは、協力事業所として認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、3名以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、第3条に規定する申請又は推薦があった場合、前条各号に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかについて審査を行い、その可否を決定するものとする。

(認定及び表示証の交付)

第6条 市長は、協力事業所としての認定（以下「認定」という。）の可否について、福島市消防団協力事業所（認定・不認定）通知書（様式第3号）により、第3条第1項の規定による申請の場合は申請者に、同条第2項の規定による推薦の場合は当該推薦をした消防団長等及び同項の規定により推薦された事業所等に通知するものとする。

2 市長は、認定を決定したときは、当該事業所等に対して表示証交付書（様式第4号）及び消防団協力事業所表示証（様式第5号）を交付するものとする。

3 前項において、認定した事業所等が他の市町村にある場合は、当該事業所等が所在する市町村の長と協議のうえ、連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した市名及び交付年月日を付して表示証を表示することができる。

2 協力事業所が他の市町村にある場合は、前項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方式（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

4 前項の表示証の様式については、前条第2項に掲げる消防団協力事業所表示証のほか、同表示証の縦横の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿への記録)

第8条 市長は、表示証を交付するときは、福島市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第6号）に、当該協力事業所の名称、住所、有効期限等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、認定の日から2年間又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合は、その交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する日前30日以内に第4条各号に掲げる基準のいずれかに適合していることを確認したときは、認定を2年間更新することができるものとし、以後同様とする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が次のいずれかに該当していると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する認定基準に適合しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けていたとき。
- (4) その他表示証を交付していることが適当でないと認めたとき。

2 市長は、認定を取り消すときは当該協力事業所に対し、取消しの理由を文書で通知するものとする。

(表示証の返還)

第11条 前条の規定により認定を取り消された事業所等又は認定を取り下げる協力事業所は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第12条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容等について、ホームページ、広報紙等により公表するものとする。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、消防本部消防総務課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月 1日から施行する。